

様式第 1 号（第 4 条関係）

本人通知制度登録申請書

三朝町長 様

三朝町住民票の写し等本人通知制度実施要綱第 4 条の規定により、次のとおり登録を申請します。

申請年月日	年 月 日		
登録希望者氏名	(ふりがな)	生年月日	年 月 日
	㊟		
本 籍			
住 所	〒 ー		
連 絡 先			

※ 代理人による申請の場合は、記入してください。

代理人氏名	㊟	生年月日	年 月 日
住 所	〒 ー		
連 絡 先			
登録希望者との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 その他の代理人		

※ 以下の欄は、記入しないでください。

登録日	年 月 日
-----	-------

受付年月日	本人（代理人）確認書類	名簿記載事務	備考
(受付者：)	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	(処理日：)	
	<input type="checkbox"/> 運転免許証	(担当：)	
	<input type="checkbox"/> 住基カード(写真付)		
	<input type="checkbox"/> パスポート	名簿番号	
	<input type="checkbox"/> その他	()	
	()		

注) 裏面の注意事項をよくお読みください。

(裏面)

- 1 本人通知制度とは、住民票の写し等(※1)を代理人又は第三者(※2)に交付した場合、交付した事実について通知する制度です。なお、この制度が利用できるのは登録者に限り、通知の対象は登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります。

(※1) 住民票の写し等とは、住民票の写し(住民票の除票の写しを含む。)、戸籍の附票の写し(戸籍の改製附票の写し、除かれた戸籍の附票の写しを含む。)、戸籍謄(抄)本、(除籍謄(抄)本、改製原戸籍謄(抄)本を含む。)をいいます。
(※2) 第三者とは、住民票の写しにおいては、「同一世帯」以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては、「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系」以外の者であり、個人、法人、八業士(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)をいいます。

- 2 登録の申請の受付は、三朝町役場住民登録担当窓口で行います。(土日、祝日、年末年始の休日を除く。)なお、登録日以降の交付請求が対象になります。
- 3 代理人による登録の申請の場合は、次のいずれかの場合に限り可能です。
 - (1) 法定代理人による場合
 - (2) 登録者が疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することが困難な場合
なお、代理人が申請する場合は、代理権を明らかにする書類(委任状、戸籍、登記事項証明書)が必要です。
- 4 郵送による登録の申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。
 - (1) 登録者が疾病その他やむを得ない理由により窓口で申請することが困難な場合
 - (2) 他の市区町村に居住している場合
- 5 転出、転籍等により、登録事項に変更が生じたときは届出をしてください。変更の届出がない場合は、登録を取り消すことがあります。また、登録の廃止をするときも届出が必要です。なお、登録者が死亡、居住不明等により住民票が消除されたとき又は対象となる証明書が三朝町に存在しなくなったとき(除票の保存期間満了等)は、登録を取り消します。
- 6 転出先の市区町村でも登録を希望する場合は、転出先で新たに登録手続きを行ってください。なお、本人通知制度を実施していない市区町村もあります。
- 7 本人通知書の記載事項は、①交付年月日、②交付した証明書の種別、③交付枚数、④交付請求者の種別の4事項です。交付請求者の氏名、住所等は通知することができます。なお、④の交付請求者の種別は、「本人の代理人請求」、「第三者請求・個人」、「第三者請求・法人」、「第三者請求・八業士」の4種類です。
- 8 本人通知制度において必要な場合は、登録者の住民票、戸籍等について、他の市区町村へ調査を行うことがあります。